

和歌山県森林クラウドシステム利活用協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、和歌山県森林クラウドシステム利活用協議会(以下「協議会」という。)という。

(所在地)

第2条 協議会は、事務所を和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課内に置き、支部を各振興局農林水産振興部林務課内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、和歌山県内の森林資源情報の高度かつ効率的な管理や、需要に応じた安定的な林業生産活動、行政事務手続きの簡素化等を支援するために構築された「和歌山県森林クラウドシステム(以下「システム」という。)」の利活用及び適切な運用のために必要な事務を管理執行することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条に規定する目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 和歌山県森林クラウドシステム利活用協議会会員(以下「会員」という。)からの、システムの利用及びシステム利用に伴うサービスの享受(以下「サービス等」という。)に係る負担金(以下「サービス料等」という。)の徴収
- (2) 協議会の運営に係る負担金の徴収
- (3) 和歌山県森林クラウドシステム利用規程第4条に規定するサービス提供事業者(以下「サービス提供事業者」という。)からのサービス等に要する業務委託契約(以下「委託契約」という。)に係る事務
- (4) サービス提供事業者への委託契約に伴うサービス料等の支払い事務
- (5) システムの利活用及びシステム運用に関する会員からの意見と要望等の取りまとめ及び和歌山県森林クラウドシステム利用規程第4条に規定するシステム管理者(以下「システム管理者」という。)に対する提言
- (6) 会員のシステム操作に関する技術研鑽の取組
- (7) その他協議会の目的を達成するために必要な事務

(会員)

第5条 会員は、次の各号に掲げるいずれかの条件に該当する者とする。

- (1) 和歌山県木材業者等の登録に関する条例(平成5年3月30日条例第8号)第5条第2項に規定する登録証の交付を受けている者
- (2) 和歌山県木炭協同組合の組合員
- (3) 和歌山県で生産された木材を取扱う原木市場
- (4) 和歌山県内の市町村
- (5) その他、県内の森林において木材生産、造林、育林等を実施する林業事業者及び団体

(入会)

第6条 会員になろうとする者は、加入申込書(別記様式1号)を提出しなければならない。

2 会員は、その氏名又は住所(会員が団体の場合には、その名称、所在地又は代表者の氏名)に変更があった場合は、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

3 会員の追加・変更は会長が承認し、次の総会または理事会開催時に報告するものとする。

(会費)

第7条 会員は会費を負担しなければならない。

2 会費の額及び徴収方法は、別に定める「和歌山県森林クラウドシステム利活用協議会会費規程」による。

(退会)

第8条 会員は、次の各号により協議会を退会する。

- (1) 会員資格の喪失

- (2) 死亡、団体の解散又は廃業
 - (3) 除名
 - (4) 退会の申し出に対する会長の承認
- 2 前項第4号に規定する申し出は、退会の30日前までに、会長に退会届(別記様式2号)を提出しなければならない。
- 2 会員は、退会に際して協議会に納付すべき会費が未納の場合は完納しなければならない。
(除名)
- 第9条 会長は、会員が次の各号に該当する場合には、総会の議決によりこれを除名することができる。この場合、その会員に対し、総会において議決の前に弁明する機会を与えなければならない。
- (1) 「和歌山県森林クラウドシステム利用規程(令和5年4月1日施行)」に記載している遵守事項や禁止事項に違反する行為を行ったとき
 - (2) 正当な理由なく会費を滞納したとき
 - (3) 協議会の業務を妨げる行為、その他協議会の目的に著しく反すると認められる行為があったとき
- 2 会長は、前項の議決があったときは、除名の理由を明らかにした書面を作成し、当該会員に通知するものとする。
(権利の喪失)
- 第10条 退会又は除名された会員は、協議会における一切の権利を失い、既納金の返還を請求することができない。
(役員)
- 第11条 協議会に次の役員を置く。
- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 理事 若干名
 - (4) 監事 2名
- 2 会長、副会長、理事、監事は総会において選任する。
- 3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。
(役員職務)
- 第12条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、理事会を構成し協議会の重要会務を審議する。
- 4 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。
- (1) 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること
 - (2) 前号において不正な事実を発見したときは、これを理事会に報告すること
 - (3) 前号の報告をするために必要があるときは、理事会の開催を会長に要請すること
- (役員任期)
- 第13条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 2 理事・監事に欠員が生じたときは、会員の中から総会で選任し、その任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了においても、後任者が就任するまでは、前任者が役員として任にあたる。
(役員解任)
- 第14条 役員が次の各号に該当する場合には、総会の議決によりこれを解任することができる。ただし、その役員に対し総会において議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 「和歌山県森林クラウドシステム利用規程(令和5年4月1日施行)」に記載している遵守事項や禁止事項に違反する行為を行ったとき
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき
 - (3) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(役員報酬等)

第15条 役員報酬は、無報酬とする。

(会議)

第16条 協議会の会議は、総会、理事会とする。

(総会)

第17条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会においては、会長が議長となる。ただし、会長が欠席の場合は副会長が議長となる。

3 通常総会は、毎年1回以上開催する。

(総会の招集)

第18条 通常総会は、会長が招集する。

2 臨時総会は、次の各号に掲げる場合に開催する。

(1) 会員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。

(2) その他会長が必要と認めたとき。

3 前項第1号の規定により請求があったときは、会長はその請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面にて会員に通知するとともに、システム内で周知しなければならない。

(総会の成立と議決方法)

第19条 総会は会員の過半数の出席により成立する。

2 総会において議決を要する案件については、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

3 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

4 急施を要し総会に付議する時間がないと会長が認めたときは、持ち回りにより会員の審査を経て、総会の議決に代えることができる。

(総会の議決事項)

第20条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算の決定

(2) 事業報告及び収支決算の承認

(3) 規約の変更

(4) 理事・監事の選任及び役員解任

(5) 協議会の解散

(6) その他協議会の運営・事業に関する重要な事項

(書面又は代理人による表決)

第21条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の開催前までに協議会に到着しないときは、無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を協議会に提出しなければならない。

4 第19条第1項及び第4項の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、出席したものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次の事項を記載する。

(1) 日時及び場所

(2) 協議会員の現在数、当該総会に出席した協議会員数、第21条第4項により当該総会に出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名

(3) 議案

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちから、その総会において選任された

議事録署名人2名以上が署名捺印しなければならない。

- 4 議事録は、第24条に規定する事務局に備え付けておかねばならない。
(理事会)

第23条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 理事会は、必要に応じて会長が招集する。
3 理事会の議長は、会長がこれに当たる。
4 監事は、必要に応じ理事会に出席し、意見を述べることができる。
5 理事会は、総会に付議すべき事項を議決する。
(事務局)

第24条 協議会の庶務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、事務所内に置く。
3 事務局の幹事は、和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課長の職にある者をもって充てる。
4 事務局は、各振興局林務課内に支部を置き、支部長は振興局林務課長の職のある者をもって充てる。
5 事務局支部は、協議会の円滑な運営のため、事務局からの依頼に基づき、次の各号に掲げる内容に関して管内会員からの意見・要望等の聞き取りや整理を実施するものとする。
(1) システムの操作に関すること
(2) システムの機能拡充、改修に関すること
(3) システム搭載情報に関すること
(4) 林業経営や行政事務に対するシステムの利活用に関すること
(5) その他システム利用に関すること
(書類及び帳簿の備付け)

第25条 協議会は、事務局に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかねばならない。

- (1) 協議会規約
(2) 会員の氏名、住所を記載した書面
(3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
(4) その他会長が特に必要と認めた書類及び帳簿
(会計年度)

第26条 協議会の会計年度は、毎年7月1日に始まり、翌年の6月30日に終わる。

(事業計画及び予算)

第27条 会長は、毎年度、事業計画及び収支予算を作成し、総会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

第28条 会長は、会計年度終了後速やかに事業報告及び収支決算を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を受けなければならない。

(その他)

第29条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和5年8月10日から施行する。

別記様式1号（第6条関係）

和歌山県森林クラウドシステム利活用協議会加入申込書（申込み事項変更届）

和歌山県森林クラウドシステム利活用協議会会長 宛

和歌山県森林クラウドシステム利活用協議会への入会を希望しますので、和歌山県森林クラウドシステム利活用協議会規約（以下「規約」という。）、和歌山県森林クラウドシステム利用規程及び和歌山県森林クラウドシステム運用ガイドラインの内容に同意し、規約第6条第1項（又は第6条第2項）に基づき、和歌山県森林クラウドシステム利活用協議会の会員として加入する旨申し込みます（又は以下の記載事項について変更を届け出ます）。

なお、加入の申込みに当たっては、以下に記載する代表申請者及び和歌山県森林クラウドシステムを利用する職員についても、規約その他の関係規則に同意することを保証いたします。

1. 申込み年月日（必須）

年月日	(西暦)	年	月	日
-----	------	---	---	---

※内容変更時は、変更の提出日を記載してください。

2. 代表申請者の情報（必須）

会社・団体名	
代表申請者氏名	(かな) ※個人で申請する場合は個人名を記載すること
代表申請者職名	
会社・団体の住所又は所在地	〒
電話番号	
メールアドレス	
協議会加入資格要件	※下記要件のうち該当するものを1つ選択し、その番号を上記欄に記載すること (1) 和歌山県木材業者等の登録に関する条例（平成5年3月30日条例第8号）第5条第2項に規定する登録証の交付を受けている者 (2) 和歌山県木炭協同組合の組合員 (3) 和歌山県で生産された木材を取扱う原木市場 (4) 和歌山県内の市町村 (5) その他、県内の森林において木材生産、造林、育林等を実施する林業事業者及び団体

別記様式2号（第8条関係）

和歌山県森林クラウドシステム利活用協議会退会届

和歌山県森林クラウドシステム利活用協議会会長宛

退会申込年月日 (西暦) 年 月 日

会社・団体名

代表申請者職氏名

住所又は所在地

このたび、下記の理由により和歌山県森林クラウドシステム利活用協議会を退会したく、和歌山県森林クラウドシステム利活用協議会規約第8条第1項に基づき、届出を行います。

記

(退会理由)

〈 提出先 〉

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通 1-1

和歌山県森林クラウドシステム利活用協議会事務局（県庁林業振興課内）

TEL : 073-441-2963 / FAX : 073-433-1037

Mail : e0706001@pref.wakayama.lg.jp

※メールで申込む場合は、pdf等に変換せず、ワードのまま添付してください